

2.3 我が国の都市間連携支援機関

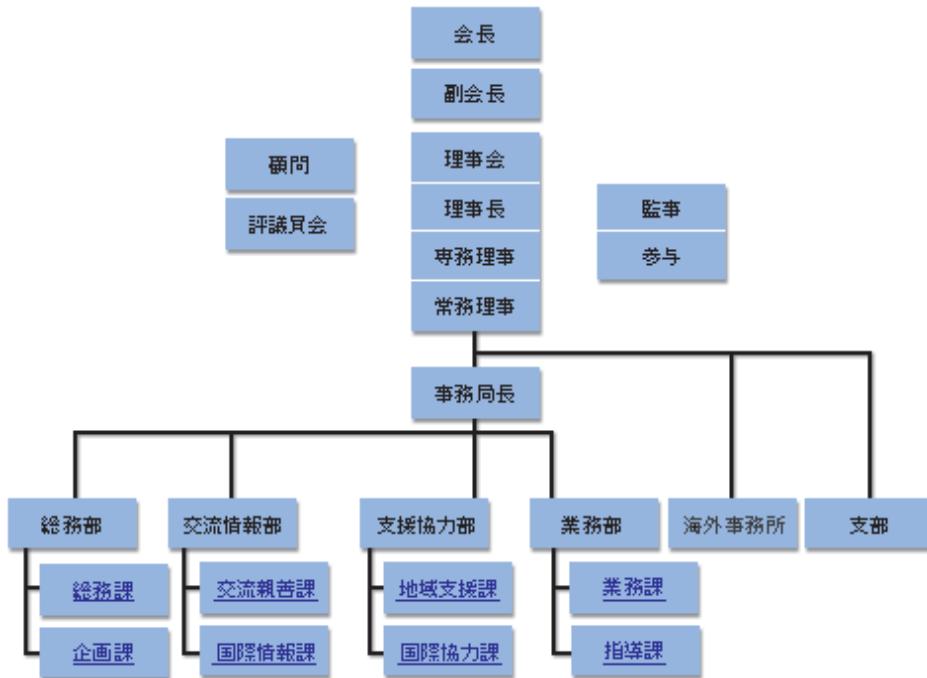
日本における国際的な都市間連携を支援する機関としては、C L A I R（自治体国際化協会）、C I T Y N E T 及び J I C A（国際協力機構）が主要なものである。その概要は、以下の通りである。

財団法人自治体国際化協会(Council of Local Authorities for International Relations: CLAIR)について

■ 概要

財団法人自治体国際化協会(Council of Local Authorities for International Relations: CLAIR)は地域における国際化の気運の高まりを受け、こうした動きを支援し、一層推進するための地方公共団体の共同組織として昭和63年7月に設立された。東京に本部を、各都道府県・政令指定都市に支部を置き、国内ネットワークを整備するとともに、ニューヨーク、ロンドン(平成元年)、パリ、シンガポール(2年)、ソウル(5年)、シドニー(6年)、北京(9年)に海外事務所を設置している。当協会では、地域において国際交流活動に従事する国際交流員(CIR)、中学校や高等学校等で語学指導に従事する外国語指導助手(ALT)、地域においてスポーツを通じた国際交流活動に従事するスポーツ国際交流員(SEA)を各地の地方公共団体等に派遣する「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」を推進しているほか、地方公共団体が行う海外との姉妹提携や姉妹交流活動等について、あっせん、情報収集・提供等を行い、自治体間の交流活動を促進している。また、海外の地方自治体等の職員を日本の地方公共団体に受け入れてもらい、一般行政、農業、環境分野等について研修してもらうほか、各分野において国際協力に関する技術や知識を有する日本の地方公共団体職員を専門家として海外に派遣することもしている。さらに、地方公共団体が広く海外の制度・政策等を収集・分析する必要性が一層高まっていることから、7つの海外事務所と連携し、地方公共団体の関心の深いテーマに関する調査研究を実施している。このほか、国際化に対応できる人材の育成を図るため、地方公共団体職員等の海外における勤務経験や地域の国際化施策に対する支援を行っている。

■ 組織



以上の組織のうち、特に都市間連携との関わりが深いものは以下の組織である。

➤ 國際協力課

近年、姉妹交流を基軸とした地方自治体の国際交流が活発化する中で、その内容も「交流から協力へ」とさらに厚みのある活動が展開されるようになってきている。地方自治体では、地域の総合的な経営主体としての様々なノウハウ、技術等の蓄積があり、それらを活用した国際協力が進められている。国際協力課ではこのような自治体の取り組みを支援するために次のような事業を実施している。

◆ 自治体職員協力交流事業

地方自治体による主体的な国際協力の取り組みを一層推進していくため、海外の地方自治体等の職員を日本の地方自治体に受け入れる場合、財政面や受入実務面での支援を行う「自治体職員協力交流事業」(Local Government Officials Training Program in Japan) を実施している。研修員は都道府

県・政令指定都市・市町村において一般行政、環境、経済、教育、農業など幅広い分野で受け入れられている。

◆ 自治体国際協力促進事業（モデル事業）

地方自治体には、地域主体の国際協力事業の担い手として、地域の特性を活かした多様な協力、相手地域の要請に基づいたきめ細かな協力、そして住民、NGOを始めとした民間団体との対等な協力関係に基づく住民参加型の協力などが期待されている。このため、協会では自治体が行う国際協力事業の中でも先駆的な役割を果たし、今後、自治体が国際協力事業を行う上で、そのノウハウが参考になり得る事業を「モデル事業」として認定し、経費の助成を行うとともに、他の自治体へも広報を行い、自治体の国際協力への取り組みの促進を図っている。

◆ 市民国際プラザ

地方自治体とNGO（非政府組織）が協力し合い、地域の特色を生かした国際協力活動を推進することを目的として設置された。当プラザは、当協会とNPO法人国際協力NGOセンター（JANIC）が共同で管理・運営を行っている。

◆ 国際協力情報掲示板

日本の地方自治体とNGOや海外の地方自治体等とが国際協力に関する情報を交換する場として活用してもらい、これにより国際協力活動のより一層の活性化を図ることを目的として設置している。

◆ その他の国際協力関連事業

自治体国際協力専門家派遣事業、トップマネージャーセミナー

■ 自治体国際協力促進事業（モデル事業）

近年、地方自治体においては、友好・親善を目的とした国際交流にとどまらず、それらを基調としながら地方自治体の持つ専門知識、人材等を活用した国際協力

が積極的に展開されつつある。こうしたなか、地方自治体に対して、地域の特性を生かした多様な協力、対等な協力関係に基づく住民参加型の協力、そして相手地域の要請にあたったきめ細やかな協力への期待が高まっている。このため、(財)自治体国際化協会では、平成8年度から、地方自治体が行う国際協力事業の中から先駆的な役割を果たす事業を「モデル事業」として認定し、積極的な支援を行っている。平成17年度は、14事業をモデル事業に認定した。

► モデル事業の内訳（平成17年度）

◆ 認定団体

10団体(1府6県3市)

◆ 事業分野及び相手地域(下表のとおり)

自治体名	対象分野							相手地域						
	林業	教育	環境	人材育成	医療保険	平和貢献	産業・経済	中国	韓国	ロシア	タイ	カンボジア	ブラジル	アメリカ
山形市		○												
神奈川県					○			○	○					
富山県			○					○						
石川県			○					○	○	○				
岐阜県				○									○	
京都府(1)		○												○
京都府(2)	(○)		○					○						
京都府(3)								○	○					
大阪市		○									○			
兵庫県			○					○						
広島県						○						○		
北九州市(1)							○							

北九州市(2)				○									
北九州市(3)			○								○		
14 事業		3	5	2	1	1	2	6	2	1	2	1	1

➤ 事業実施期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

➤ 対象となる団体

対象団体は、地方自治体(都道府県、市区町村)及びNGO。但し、NGOについては、地方自治体と連携して事業を実施するNGOに限り、また、その事業に関する助成は地方自治体を通じて行う。

➤ 対象となる事業

地方自治体又は地方自治体とNGOが連携して実施する国際協力事業(事前調査事業を含む)。なお、資金供与だけの事業や事業の実施にあたり国等の助成を受けている事業などは対象にならない。

➤ (財)自治体国際化協会の支援内容

■ 助成金の交付

助成の対象となる経費の総額の2分の1以内に相当する額で、かつ1事業につき300万円を限度とする。なお、複数の地方自治体が共同で行う場合は、事業を行う地方自治体の数にかかわらず、1事業につき500万円を限度とする。

➤ モデル事業の評価・周知

モデル事業終了後、報告会を開催し評価を行うとともに、他の自治体に対し事業を周知し、国際協力事業の促進を図る。